

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部専任教員公募要領

1 募集する職名及び人員

講師又は助教、1名

2 所属学部学科

短期大学部生産科学科

生産環境経営学部生産環境経営学科（兼任）

3 専門分野

園芸科学、特に花き、植物生産管理技術及びこれに関連する分野

4 担当予定授業科目（※についてはオムニバス方式、※※については個々の学生指導）

短大：農林業のための科学※、営農と農業関連法※、総合実習※、圃場実習Ⅰ・Ⅱ（花き）※、
企業実習※、プロジェクト研究※※

大学：総合実習※、圃場実習（栽培）※、生産マネジメント実習Ⅰ・Ⅱ（栽培）※

5 応募資格

- （1）博士の学位を有する人（令和8年3月末までに取得見込みを含む）、もしくは、それと同等以上の優れた知識及び実務経験を有し、教育・研究上の能力がある人。
- （2）園芸科学、特に花き、植物生産管理技術及びこれに関連する分野において優れた業績を有すると認められる人。
- （3）専門職大学における学生の教育・研究指導に熱意を持ち、積極的に取り組むことができる人、特に花き栽培の実習指導が可能な人。
- （4）国籍不問。ただし、日本語による教育が可能な人。
- （5）地方公務員法第16条（欠格条項）に規定する各号に該当しない人。
- （6）平成11年度改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心身衰弱を原因とするもの以外）を受けていない人。

6 採用予定年月日

令和8年4月1日（水）

※地方公務員法第22条第1項により条件付採用期間が6か月あります。

7 応募期限

令和7年8月12日（火）17時必着

8 提出書類

- (1) 送付状(様式1) 1部
- (2) 履歴書(様式2) 1部
- (3) 教育研究業績書(様式3) 1部
- (4) これまでの研究の概要と今後の研究に関する抱負(1,500字程度、形式自由) 1部
- (5) 専門職大学短期大学部において行う教育に関する抱負(1,500字程度、形式自由) 1部
- (6) 主要論文等の別刷(5編以内、コピー可) 各1部
- (7) 応募者について照会できる2名の氏名、所属、連絡先E-mailアドレス(ただし、応募者は照会者に連絡を取る必要はありません。形式自由)

9 応募書類提出先及び問合せ先

<書類提出先>

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

静岡県立農林環境専門職大学事務局教務課 宛

【電話番号】0538-31-7906

【電子メールアドレス】noukandaikyomu@pref.shizuoka.lg.jp

※書類は郵送で書留とし、「教員応募書類在中」と朱書きしてください。

<問合せ先>

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部 教授 横田茂永 宛

【電話番号】0538-31-7944

【電子メールアドレス】yokota.shigenaga@spua.ac.jp

10 公募書類の配布先

静岡県立農林環境専門職大学ホームページURL

https://shizuoka-norin-u.ac.jp/teacher_recruit/

11 選考方法

提出書類に基づき書類審査を行い、選考結果については令和7年8月中下旬頃に御本人宛に通知します。書類審査通過者に対し、順次面接(プレゼンを含む)を令和7年9月上中旬頃に行う予定です。面接等のための旅費等は支給できませんので、予め御了承ください。

12 待遇等

(1) 身分等

地方公務員である静岡県公立学校教員(静岡県職員)に任命されます。

(2) 勤務地

静岡県磐田市富丘678-1

(3) 給料

静岡県大学教育職給料表により支給します。

給料月額は、学歴及び職歴を考慮した上で、職位に応じて採用時に決定されます。

(4) 諸手当

静岡県の規定に基づく各種手当の制度があります。（期末・勤勉手当、扶養手当、地域手当、通勤手当など）

各種手当については、支給要件がある他、申請が必要なものがあります。

(5) 定年

65 歳定年

(6) 勤務時間

週 5 日（原則として週38.75 時間、1 日7.75 時間）

(7) 週休日

土曜日及び日曜日

(8) 休暇等

年次有給休暇の他、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）の制度があります。

(9) 共済制度

公立学校共済組合に加入します。

(10) その他

具体的な待遇については、採用時の静岡県の条例、規則等によります。

13 留意事項

(1) 採用時の職位（講師又は助教）は静岡県の規則等によります。

(2) 応募書類は、原則として返却しません。

(3) 提出された書類に含まれる個人情報、静岡県個人情報保護条例に基づき、選考以外の目的には使用しません。また、提出いただいた書類は、厳重に保管・管理し、選考終了後に責任をもって廃棄します。

(4) 選考終了後の採用予定者には、保有する学位証明書及び健康診断書を提出していただきます。

(5) ジェンダーレス研究環境に向け、女性の積極的な応募を歓迎します。

(6) 担当科目については、関係教員との調整により変更となる場合があります。

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（条件付採用）

第二十二条 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。第二十二条の四第一項及び第二十二条の五第一項において同じ。）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年を超えない範囲内で延長することができる。